

ういう結論になるわけでござります。この持ち分の割合は、いわゆる管理処理費分計画、あるいは最終的な工事完了後における評価の場合における基準にござりますのでござりますので、最終的には十分の利の登記の関係におきましては十分の一と、敷地に対して十分の一と、地籍の表示と合わせてこういう表示になるわけであります。ここでは特に有利の登記の関係におきましては十分の二と、二というものは必ず四階が〇・一とが〇・二といふのは必ず四階が〇・一になるという意味ではございませんで、一つの算出の過程におきましては、(3)のところにございまして、「各階の分担率はその部分の経済的利用可能性により、現在する建築物の実例(家賃、権利金、売上高等)を勘案して決定する。」これは現実にこのような建造物ができる上がっておる例のございますし、また理論的な数値といふものを算出しながら、実例に即していいうふうな表式の例になることを申し上げておるのでございまして、その要素といつしましては、たとえば建築物の家賃でありますとか権利金とかあるいは場所々々による、商店なら一階の売上高と三階の売上高の違いといつたような事柄も、二階、三階、一階といふものの持つ床面積の質の価値の影響に与えるものであるという意味でございます。

の道路に面する商店街に住宅と店舗と並存いたしました場合のいわゆるビルディングを示しておるわけでございまして、一階が店舗、斜線部分に相当するところが店舗を意味しております。それから斜線のない階層の部分は住宅と店舗部分を意味しております。それを土地の各階層別の共有持ち分の分担率、それを実例で表わしましたのが、第一階の店舗は一、二階部分が〇・三、三階が〇・二、それから四階以上になりますと遞減率といらものが同じような比率をたどつていく、減らない。同じような状態で、四階、五階、六階というのがあり得るのが多いのであります。一等上の階層がまたちょっと分担率が高くなつておりますが、これはやはりこういう建物の場合ですと需給関係、住宅として住むならば一番上の方に住みたいといふ、こういう需給関係の事情も示しておりますのであります。

シングではございませんけれども、分担率における開きが、そのような図のようになります。従つて、こういうふうなことが第一例の説明になつてゐるわけございまして、説明の第一は、第一例の場合につきまして、二階の分担率が〇・三であります。これは第三例の商店街の二階の〇・四八に比べて〇・三で小さいのは、第三例の二階が店舗そのものに対するまして、第一例の二階が住宅となつてゐるから、住宅の場合におきましては、店舗より分担率は下がるという意味でございます。

それから第二は、三階の分担率の二階の分担率に対する遞減状態、これは〇・三それから〇・二と、こういうふうに第一例はなつていつておりますがそれは第二例に比べて大きいのでござります。ところが第二例は、これはいわゆる土地柄が住宅ということに向かっているところでございまして、第一例の場合でござりますと、これは将来一階が店舗に変更される可能性があるというふうなことのために、こういううな土地柄による分担率の、必ずしも二階だからこうなるというわけじゃなくて、やはり用途変更の可能性のある場所といふ事柄も、この分担率のき方に影響するという意味でござります。

それから第三は、四階以上の遞減率、これは全体といたしまして、第一例のところは四階以上の遞減率、递減状態が第二例とほぼ似ているといふのは、これは高層化に伴いまして住居環境といふものの階層別変化が第二例とほぼ同様である、こういうことから、

わらない形になつた数値が出る、これがその結果として二、三の例として、実在しております。例とそれからいろいろ理論的な検討を加えました結果で現われてゐる例を、実例として参考のために出して上げたわけでございまして、いすゞにいたしましても施設、建築敷地の所有持ち分の割合は、数量的な面積にてきましては第一の建物の計算で広からずをもまして、そして廊下、階段等の共用部分は、もう敷地の分担の場合におきましては専用の部屋の付属物といふ考え方で、分担率の計算の中に意味されたものとして、実際的計算をするのが適当であるという立場で計算ができるております。

でこういう傾向が出るということとして御理解をいただきたいと思います。

第一例の場合は、これは五階建の形態で地上に建てる場合の平米当たりの建築費を掲げてございまして、それが一万九千四百円、それから第二例におきましては、もう一階積み上げる場合に、それを地上で積み上げた場合に、五階の場合の平米当たりの建設費と、六階にした場合の建設費の違いはどうなるかといふのを掲げてございまして、第三例はその部分を地上五階、地下一階、こうした場合の建設費の状況を示しておるわけでございます。そして、一階部分を増加することによって、地上に上げます場合におきましては、一万九千八百円、従つて、第一例との関係におきましては、平米当たり四百円の増になる、それから、地下に五階の部分にプラスするものを作りました場合におきましては、これは八百三十三円の第一例に対する増加になる、こういう意味でござります。

そこで、この管理処分計画で、従前の権利者に地下の部分を提供するといふことは、これはことに道路沿いのところがそういう商店を設置するのに適当であるといふのが多いわけでござりますからして、関係権利者に対しまして給付する場合におきましては、このコストの関係等をにらみ合わせまして考えなければならぬ要素が、この設例では出てくるのではないかといふこと、それから全体におきまして、法律上も地下に関係権利者の部分を作ること、これは必要があるところについては、地下にスローパー・マーク構造のものを作るといふこ

とも適當であらうと思ひます。ここではただ単に、この建設費の過程で見ますと、地上に作った場合と、地下に

申し上げた、こういうわけでございまして、地中に、この建設費の過程で見ますと、はただ単に、この建設費の過程で見ますと、

す。

○小平芳平君 そうすると、この百五十坪分の地代をどのように分担するかというような問題は起きないわけですね。たとえば、この四階建の中の一つの土地の高度利用等の問題から予想される問題は、地階が三階にも四階にもなってくるという時代が来るのでは

申しあげた、こういうわけでございまして、地中に、この建設費の過程で見ますと、はただ単に、この建設費の過程で見ますと、

す。

御説明申し上げましたように、建設費の単価が相当、地上に伸びるよりは地下に伸びた方が高くなるので、その高いものに相応する用途に使わなければならぬと思います。従つて関係権利者に当てるべき部分として、必ずしも予定するのはコストの関係で適当でない場合があるううと思いますが、かりにそういう場合には、地下一階とか三階とかいうものに利用するという場合におきましても、この分担率は地下一階・地下二階といふふうになるに従つてやはり通減をする。こういふ形のものになります。

○田上松衛君 そうすると、法律にかかる問題、管理処分等については、今の場合には地下利用は一階だけだという構想でこれはきめられておるのじやないかと、こういふ感じがいたしますので、そういう場合に、将来に処する問題はどこで一体そういう余裕を残しておくと言いますか、考えておるのか。

○政府委員(園盛吉雄君) この法律は、たゞいまのお尋ねではござりますが、たゞ函面で地下一階を表わしたわけでございまして、この法律自身は地下一階を原則とするということにはございません。先ほど申しましたように、その意味は当該土地の客観的な高度利用としては、上にも下にもということですござります。従つて法律にはそもそもそういう制限はいたしておりません。そこで、そのような利用の仕方を高度にとられた場合における分担率のきめ方というものは、これは法律上明らかにして保証しております点

率を定めます。またが、き詰話にやり方をと地柄等を考とが、これうなことをうて、そろし上がると、こういう格う場合が出ですが、私当初倉庫だの割合を出で何年かたして参りま度の高いもわっていつ、おのすからいくのかどうこれはそれといふもの、一たんで動かさなえていくの、なくなつて、気になるん変えられます。

君 後段の点を確実に工事をすりまして、これには何々に適するか伺ひます。いろいろ勘査をしておきましても、その前段の場合はありますまい。それで、これは何々に適するか伺ひます。

人体了解でき
古の点、さつ
いろいろ土
君庫に適する
るとかいうよ
いたしまし
つものができる
出される。
いしたのは、
そこでこうい
うことなん
いっては、
れども、あと
いろいろ変化
ともっと利用
においては、
た変えられて
については、
して地下以上
○・一とか
うような割合
はそのまま
の下だけがあ
と勘定が合わ
がちよつと
つどそれが
といふことで
これは管理
一つの单なる
お話をよう
元了後におい
利者に、従前
現物給付され

最初に申し上げました通り、これはもう関係権利者が構造物の大改修を、鉄筋コンクリートでできましたものを、そう簡単に事後のもろまれた用途に構造変えをするということができるれば、お話をのような問題もそのこととして解決をするわけでございます。その場合におきましては、これは民法の有关规定に入つております法律関係として律していへく、こういう形になります。ここで問題になりますのは、お尋ねのように、この部分は倉庫といふ表示をしてござりますけれども、倉庫も、倉庫にのみ適したような構造を管理処分計画においてとられたのであります。また倉庫に適するということを表示してきめられた場合の、ごく限られた例を申し上げたのでございまして、従つて、管理処分計画として定めるべき内容といふものは、やはり当該土地柄に即した客觀性によつて、分担率といふものもまたきめらるべきものだというのが一般論でござります。ただ、構造が鉄筋コンクリートでできておりますから、従つて容易に普通の倉庫が簡単に映画館に転用できるかどうか、その現実問題は、これはまたその場所、その場所によつて判断をしなければならぬと思いますが、そういうわけでござります。

合には、こんなふうなものを、にんじんの皮を剥いて、そのまま使うようなこともあります。でも、必ずしもあとで大改造をするといふよろんな、そういうものじやなくして、おそらく何でも使えるようなものを考えて建てる場合が多いのじやないのかと思うのです、実際問題として。

そこで逆にお聞きしますが、(3)に示されたところの分担率算定の基礎的な一例としてあるこの中に書かれてある事項、これは大体建築物のことが主になつておるかと思うわけですが、それとも、こういう(3)の規定は(1)にも(2)にも関連する問題でしょら、どうなんですか。分担率算定の基礎的な一例として書いてある、これはいわゆる質の問題になりますと、ここに示されておると、(3)の売上高等というような問題、結局経済的な利用価値といふものがここに書かれていると思うのですが、こういう場合は、そうしたさつき申し上げたように、ような変化があつたときにも、こううものが適用といいますか、言葉はちょっとむずかしいけれども、こういふものはそういう場合にも勘案してきめ方をやり直していく、変更があるなど、こう理解していくかどうか、ちよつと。

りに以前の用途と違った形になってしまったというようなことがありますと、それはそのときに、自後において民法の規定によって定めなければならぬことが発生すれば定める、こういうことになるわけでございます。

それからお尋ねの質的な要素が(1)の場合は、いわゆる床面積に相当する部分には、この質的な要素が加味されないで、共用部分の共有持分を算定しているわけでござります。

○委員長(福浦鹿藏君) いいですか。
○田上松衛君 むずかしい問題だから、また迫つてお伺いたします。

○委員長(福浦鹿藏君) それでは本日は第一章第三節から審議を続けます。まず三十一条から第三十九条までの説明を願います。

○政府委員(関盛吉君) 第三節の建築施設の部分に対する対償の給付でございますが、この三十一条につきましては、いわゆる市街地改造事業の管理処分計画におきまして、譲り受け予定者、この人が代物弁済として、いわゆる従前の補償金、または補償金にかけて法律の定めるところによつて、第一項に書いてござりますように「建築施設の部分が給付される」、こういう形になつております。すなわちこの規定によりまして、従前の権利者は建築物に入れる、建築物を譲り受けることができるということの一つの権利を取得しておるわけで、補償をもらわなければなりません。それからまたこのよろんな方々に権利を与えることによって、従前の権利者に直ちに補償金を払わないで、譲り受けを希望する人に対しましては、給付権を与えることによって、多額の資金調達をする必要がない。こういう

ことにもなりますので、このような形をとるわけございます。従つてこの第二項におきましては、土地収用法第一百条の規定は、収用の時期までに補償金を払い渡すべきことを規定いたしておるわけでございまして、今回のこの法律によりますれば補償金の支払いにかえて建築施設の部分を給付されるわけござりますから、いわゆる土地収用法の百条の規定は適用されないといふことを規定したわけでございます。

それから第三項におきましては、従前の土地や建物等にあります権利に

対しまして、担保物権が設定されたおる場合の扱い方を規定したのでございまます。この規定によりまして、そ

れらの担保物権は、施行者に従前の権利が取得されたときには、消滅をする

といふことを規定いたしたのでございまして、この場合は特に、その権利の取

得は契約によつて消滅されたという場合の規定を挿入することによつて解釈

されます。この規定によりまして、そ

れらの担保物権は、施行者に従前の権利が取得されたときには、消滅する

といふことを規定いたしたのでございまます。この規定によりまして、そ

れらの担保物権が設定されたときには、消滅するといふことを規定したのでございまます。

三十三条は「土地等の取得又は消滅

の際ににおける対價の払渡しに代えての

その管理処分計画の公告の日まではも

とより、管理処分計画の公告の日から

起算して二週間の間におきましては、

施行者が従前の地域内における権利の

関する規定がござりますから、この法

律におきましては契約による場合を規

定すればできると、こうしたことにな

るわけでござります。そのようにいた

しまして担保物権が消滅をいたしました

場合にはおきましては、次には三十二条

の規定におきまして、その担保物権の

権利者が、その建物を譲り受ける譲り

受け権に物上代位していくと、いう規定

が三十二条の規定でござります。しか

し特例を開きまして、物上代位は差し押

し出た人が、申し出た後におきまし

て、いつまで申し出の撤回ができるか

ということを規定いたしたのでござい

ます。すなわち管理処分計画の継続

期間が経過いたしまして、そうして公

告の日の前日までに話し合いがつい

た、こういふ人々につきましては、今

度譲り受けますところの建築物の価

額が対價の額をオーバーしてある、越

えておるといふ場合に限り申し出の撤

回ができるということを規定いたして

おりまして、第二項におきましては、

管理処分計画の公告後に話し合いで権

利を取得する、あるいはまた土地収用

法の裁決を受けたといふ場合におきま

しては、定められた日にそれぞれの権

利が施行者に帰属するわけございま

すが、その場合におきましては前同様

譲り受けの権利は債権でござ

りますので、いわゆる指名債権に關す

る民法の規定で、譲渡または質権の設

立ができるわけございますが、その

場合において施行者及び第三者を保護

するため、そのような行為につきま

しては通知を施行者その他の第三者に

ついてしなければ、譲渡の対抗要件を

具備することができないといふ規定を

ござります。

おきましては、先ほど田上先生からも御

質問も出ておりました共有持ち分の政

管理処分計画の変更に伴います対價の

令の内容につきましては、前回お手元

にお配りいたしておりますものと若干

違つておりますので、これは調整をい

たしまして、この次までに政令案を申

出せることをしないかたならば、第

三者に対抗できないことになつておりますが、これは法律上差し押さえの必要

がないということを規定することに

なつておるわけござります。それか

ら三十二条の第二項におきましては、

そのような市街地改造地域内における

建築施設の部分に、従前の権利

によって二以上の、つまり債権のため

に抵当権その他の担保物権が設定され

た、こういふ場合におきまして、二以

上の従前の権利に対しまして、一つの

建物の建築施設の部分が給付された、

こういふ場合には、その担保

物権の優先弁済を受けることができる

といふことを規定したわけございま

す。

それから第三十八条は担保物権者に

おける取り扱いを定めておるのでござ

ります。すなわち管理処分計画の継続

期間が経過いたしまして、そうして公

告の日の前日までに話し合いがつい

た、こういふ人々につきましては、今

度譲り受けますところの建築物の価

額が対價の額をオーバーしてある、越

えておるといふ場合に限り申し出の撤

回ができるということを規定いたして

おりまして、第二項におきましては、

管理処分計画の公告後に話し合いで権

利を取得する、あるいはまた土地収用

法の裁決を受けたといふ場合におきま

しては、定められた日にそれぞれの権

利が施行者に帰属するわけございま

すが、その場合におきましては前同様

譲り受けの権利は債権でござ

りますので、いわゆる指名債権に關す

る民法の規定で、譲渡または質権の設

立ができるわけございますが、その

場合において施行者及び第三者を保護

するため、そのような行為につきま

しては通知を施行者その他の第三者に

ついてしなければ、譲渡の対抗要件を

具備することができないといふ規定を

ござります。

おきましては、先ほど田上先生からも御

質問も出ておりました共有持ち分の政

管理処分計画の変更に伴います対價の

令の内容につきましては、前回お手元

にお配りいたしておりますものと若干

違つておりますので、これは調整をい

たしまして、この次までに政令案を申

出せることをしないかたならば、第

三者に対抗できないことになつておりますが、これは法律上差し押さえの必要

がないということを規定することに

なつておるわけござります。それか

ら三十二条の第二項におきましては、

そのような市街地改造地域内における

建築施設の部分に、従前の権利

によって二以上の、つまり債権のため

に抵当権その他の担保物権が設定され

た、こういふ場合におきまして、二以

上の従前の権利に対しまして、一つの

建物の建築施設の部分が給付された、

こういふ場合には、その担保

物権の優先弁済を受けることができる

といふことを規定したわけございま

す。

それから三十六条におきましては、

質問も出ておりました共有持ち分の政

管理処分計画の変更に伴います対價の

令の内容につきましては、前回お手元

にお配りいたしておりますものと若干

違つておりますので、これは調整をい

たしまして、この次までに政令案を申

出せることをしないかたならば、第

三者に対抗できないことになつておりますが、これは法律上差し押さえの必要

がないということを規定することに

なつておるわけござります。それか

ら三十二条の第二項におきましては、

そのような市街地改造地域内における

建築施設の部分に、従前の権利

によって二以上の、つまり債権のため

に抵当権その他の担保物権が設定され

た、こういふ場合におきまして、二以

上の従前の権利に対しまして、一つの

建物の建築施設の部分が給付された、

こういふ場合には、その担保

物権の優先弁済を受けることができる

といふことを規定したわけございま

す。

それから三十二条におきましては、

質問も出ておりました共有持ち分の政

管理処分計画の変更に伴います対價の

令の内容につきましては、前回お手元

にお配りいたしておりますものと若干

違つておりますので、これは調整をい

たしまして、この次までに政令案を申

出せることをしないかたならば、第

三者に対抗できないことになつておりますが、これは法律上差し押さえの必要

がないということを規定することに

なつておるわけござります。それか

ら三十二条の第二項におきましては、

そのような市街地改造地域内における

建築施設の部分に、従前の権利

によって二以上の、つまり債権のため

に抵当権その他の担保物権が設定され

た、こういふ場合におきまして、二以

上の従前の権利に対しまして、一つの

建物の建築施設の部分が給付された、

こういふ場合には、その担保

物権の優先弁済を受けることができる

といふことを規定したわけございま

す。

それから三十二条におきましては、

質問も出ておりました共有持ち分の政

管理処分計画の変更に伴います対價の

令の内容につきましては、前回お手元

にお配りいたしておりますものと若干

違つておりますので、これは調整をい

たしまして、この次までに政令案を申

出せることをしないかたならば、第

三者に対抗できないことになつておりますが、これは法律上差し押さえの必要

がないということを規定することに

なつておるわけござります。それか

ら三十二条の第二項におきましては、

そのような市街地改造地域内における

建築施設の部分に、従前の権利

によって二以上の、つまり債権のため

に抵当権その他の担保物権が設定され

た、こういふ場合におきまして、二以

上の従前の権利に対しまして、一つの

建物の建築施設の部分が給付された、

こういふ場合には、その担保

物権の優先弁済を受けることができる

といふことを規定したわけございま

す。

それから三十二条におきましては、

質問も出ておりました共有持ち分の政

管理処分計画の変更に伴います対價の

令の内容につきましては、前回お手元

にお配りいたしておりますものと若干

違つておりますので、これは調整をい

たしまして、この次までに政令案を申

出せることをしないかたならば、第

三者に対抗できないことになつておりますが、これは法律上差し押さえの必要

がないということを規定することに

なつておるわけござります。それか

ら三十二条の第二項におきましては、

そのような市街地改造地域内における

建築施設の部分に、従前の権利

によって二以上の、つまり債権のため

に抵当権その他の担保物権が設定され

た、こういふ場合におきまして、二以

上の従前の権利に対しまして、一つの

建物の建築施設の部分が給付された、

こういふ場合には、その担保

物権の優先弁済を受けることができる

といふことを規定したわけございま

す。

それから三十二条におきましては、

質問も出ておりました共有持ち分の政

管理処分計画の変更に伴います対價の

令の内容につきましては、前回お手元

にお配りいたしておりますものと若干

違つておりますので、これは調整をい

たしまして、この次までに政令案を申

出せることをしないかたならば、第

三者に対抗できないことになつておりますが、これは法律上差し押さえの必要

がないということを規定することに

なつておるわけござります。それか

ら三十二条の第二項におきましては、

そのような市街地改造地域内における

建築施設の部分に、従前の権利

によって二以上の、つまり債権のため

に抵当権その他の担保物権が設定され

た、こういふ場合におきまして、二以

上の従前の権利に対しまして、一つの

建物の建築施設の部分が給付された、

こういふ場合には、その担保

物権の優先弁済を受けることができる

といふことを規定したわけございま

す。

それから三十二条におきましては、

<

ございますので今度は四館に移ります。四十条から五十条まで御説明を願
います。

○政府委員(関盛吉雄君) 第四節の部分は建築施設に関する権利関係の確定

等でございまして、これでまあ建物が
でき上がるわけでござります。それか
ら事後の手続を規定いたしたわけでござ
いまして、第四十条は、施行者は、
建築施設整備事業に関する工事が完了す
いたしましたときにはこれを公告をす
る、そしてまた建物の部分の譲受け予
定者、それからまた賃借りりするところが
できる者と定められた者に通知をする
ということですござります。

第四十一条は、そのような権利者には、たゞいまの四十条の公告の日の翌日におきまして権利を取得する、その権利の内容といたしましては、管理処分計画において定められた建築施設の部分の所有権を取得しております、また賃借りができる人にとってはその賃借権の取得をするということをご存じいます。

四十一一条の第一項は、先ほどと担保物
件が従前の土地建物等に存しておつた
場合において、その担保物権は従前の
担保物権としては消滅して、新たに譲
受け権に物上代位していくという形の
条項の際に申し上げましたが、そのよ
うな物上代位いたしました担保物権に
つきましては、いわゆる担保物権者と
それから債務者である譲受け予定者、
この間におきまして物上代位した担保
物権の消滅に關する合意を行なうこと
をまず前提としたしまして、その消滅
に關する合意が成立した場合におきま
して、今度は従前の権利者は新しい建
物を取得するし、また担保物権者と債

務者である譲受け予定者の間には新しい建物について担保物権が設定されるということになるわけでございます。それでこの条文は、物上代位に関する担保物権の消滅の合意が成立いたさないときには、譲受け予定者は希望の由に出を撤回したものとするという取り扱いを規定いたしました。そういう場合におきましては、施行者はその対償金の額を供託をするということになるわけでございます。それから合意が成立いたしました場合におきましては、第二項の規定で、所要の届出をするといふことを規定いたしておりまして、第五項におきまして、「第一項の賃借権は、次条第二項の質権又は抵当権に対抗することができない」という規定をいたしております。これは担保物権と質権との関係についての対抗要件の問題を規定したのでございまして、おいております意味は、これは担保物権と質権との関係についての対抗要件は建築物にあって、賃借権につきましては、借家法によりまして対抗要件は建物の引き渡しによって生ずることになるわけでござります。ところが、担保物権につきましては、新たに設定されるのは建築物でございまして合意が成立いたしまして、新担保物権が四十二条の規定の嘱託による施行者の登記によりましては、新規に登記されることは法務省の意見がこのようになりますので、要するに質権は担保物権と質権等につきましての優先対抗要件の問題は、法律としてどのように解決するかということが一つの大きな政策の問題であります。この点につきましては法務省の方があさる、こういう形での結論でございます。ただしこれは必ずしも建物においては、対抗要件として担保物権の方がまさる、という形になりますので、要するに質権は担保物権との関係におきましては、対抗要件として担保物権の方がまさる、という形での結論でございます。

すしも貸借人が建物の中に入れないと、いうことを意味するわけでございまして、がその後におきまして、債権者に取徴せられたという場合には対抗できませんので、要するに新しい建物に担保権が設定された場合におきまして、の担保物権の行使のために、その建物がいつまでございまして、施行者が登記所に嘱託登記をいたしました。当事者の請求によらないで施行者がまことに登記をしなければならない、ということでおざいます。

それから第四十二条は登記に関する規定でございまして、これは施行者が遅滞なく登記所に嘱託登記をいたしました。当事者の請求によらないで施行者がまことに登記をしなければならない、ということでおざいます。

それから第四十三条の規定は借家条件の協議といふことでございまして、賃借人は、管理処分計画の段階から、新しくできる建物の一部を賃借することができる地位を取得いたしておりますので、工事完了後、先ほど申しました規定によりまして法律上当然新しく建物に賃借権を取得する、こういうことになるわけでござります。ただここで家賃その他の借家条件について協議をするということになります。

で、この協議は、四十四条の規定によりまして協議が成立しないといふ場合には、施行者は審査委員会におきましては、施行者は審査委員会の過半数の同意を得まして借家条件について裁定をする。この裁定に関する規定の条項が四十四条の規定でござります。

四十五条は、その裁定がありましたが、それは当事者間における協議が成立したものとみなしておきますので、供家の契約が成立をすると、こういうことになるわけでござります。

それから四十六条は、建築施設の区分の価額等の今度は確定の問題でございます。管理処分計画の内容等についてましては、事業の実施の推移に応じながら進めていきますので、その段階にして、概算額とこの確定額との間に差が生じますことは不可避でございます。従つて、この四十六条におきましては、施行者が建築施設整備事業に関する工事が完了いたしましたときには、すみやかに事業に要した費用の額を確定いたしますとともに、譲受け人の建物の部の価額と、それから賃借人の施工者ら賃借りを受ける家賃の額を個別に確定すると、こういうことをしなければならないことといたしております。

そして、四十七条におきまして、前後の権利者に支払べき対價の額と確定額との間ににおける差がありますと、これは、それらの差額に相当する金額を徴収または施行者が交付するという場合もありますので、その規定が四十七条の清算に関する規定として掲げてあるわけでござります。特にこの条項では、その第三項におきまして、清算金を関係権利者からとります場合においては、「政令で定めるところによつては、利子を附して分割して徴収することができる。」この条文の分割納付は、譲受け人が従前予定しておった延滞償金の額よりは高いものになつたところにおいては、その差額を徴収しなければなりません。従つてそれは分割納付ができるということの規定でございます。その他、一般の清算金徴収督励等に関する督促等は、他の法令で規定でございます。

それから四十九条は、清算金あるは滞留金の徴収に関する権利、これ公法上の債権でございますので、公上の債権の消滅時効に関する期間五というたての規定でございます。それから四十九条は、先取特権にする規定でございますが、この理は、施行者が清算金を徴収いたしま場合は、従前の財産価値以上のもの関係権利者に給付いたしたから生ずるわけでございまして、その場合において徴収する権利を有する施行者は、取特権として民法にあります従前の取特権の中で、不動産工事の先取特権というものを、新しくできます建物上に取得をするということに関する規定でございます。

それから五十条におきましては、行為者が、従前の関係権利者でない人譲り渡したり、または賃貸しすることができる部分を、管理処分計画の中で高度利用のために実施することができることは、御説明申し上げました通りでございまして、いわゆる保床につきましては、施行者は、管理分計画で定めるところにより管理し处分しなければならないということです、工事ができ上がりまして、建物でき上がりまして権利確定する段階手続関係が、ただいま御説明申し上げました第四節になつておる次第でございます。

○委員長(福浦鹿児君) ついでに五条。

○政府委員(関盛吉雄君) 第五節は、費用の負担等に関する規定として掲げてございますが、第五十一条は、市街地改造法の第六条の規定におきま

まつり 二郎 さうかこ 題田しこにこに加 烈の福光元りるを、田内 年法はい

して、都市計画法の第五条、施行者関係の規定を除外いたしました。従つて、これとの関係におきまして、都市計画法のそれに関係いたします条項は、これは市街地改造事業に適用しないといふことになりますので、五十二条の規定を掲げたわけではございません。費用負担の部分に関するところではござります。

○田上松治君 建設の部分の取得の中の第四十一条の第五項ですが、「賃借権者は、次条第二項の質権又は抵当権に对抗することができない。」と、こう規定されておるわけなんです。そこで、こういう問題はたくさん起ることだと考へるんですが、この場合において、賃借権者を何かほかの方法で救済するようなことはありませんか。

○田上松衛君 非常にこの点は、まあ楽觀しておられるようですが、けれども、自体こういう種類のものに質権あるいは抵当権を設定するといふようなものの側では、なかなかその法務局に登記をされたこの事実をもつて、いわゆる質借人等を痛めつけているといふ、まあ言葉が悪いけれども、という事例があつたわけなんですよ。これは実際上の問題なんです。これは建設大臣が法律

は抵当権を設定することを条件として、物上代位した担保物権の消滅に合意して、その旨を施行者に届け出ましたときに、施行者が、この従前の担保権者のために、新しい担保物権の設定の登記を嘱託する義務があるわけだと思います。そこでこの担保物権と賃貸借権との関係の問題が出てくるわけでして、やはり担保物権者との合意が成立するといふことのためには、建築物の

なければならぬのぢやないのかといふことなんですよ。くどいようですけれども、合意が成立する場合とは、一体どういうところであるかといふと、これは三十二条の一項の場合ですよ。それが合意が成立しなかつた場合は、これはあとで、もう一つ質問した問題なんですが、これはあとで、譲り受けの希望の申し出を撤回したものとみなしていく。そうして施行者は、この

よつて整備されます公共施設、その他
の施設の整備に要する費用に關しま
しては、施行者以外の者の費用の負担
たは補助に關する特別の規定がある場
合におきましては、「それからの規定
の適用があるものとする。」といたします
したのは、施行者以外の者の費用の負
担でござりますからして、国等の費用
の負担あるいは補助、あるいは地方の
負担、あるいは受益者負担等がまことに
の内容のものになるわけでござります
が、それはこの事業のその部分につい
て特別の規定がある場合におきま
しては、その規定の適用があるといふこと
で、市街地改造事業によつて整備され
れます公共施設の根幹的なものは道路
でござりますが、この市街地改造事業
は道路と建築物とを一体として整備され
る事業でありまして、新しくそれを市
街地改造事業と呼んでおりますけれど
も、この条文によりまして、公共施設
の整備に関する道路法等に関する補助
負担に関する規定の適用があるといふこと
で、そちらの方の補助適用の事務
に対する実施ができる、こういう意味
の規定でございます。

条第五項の規定は、もっぱら担保物権と賃借権との関係のみについて規定したわけでございまして、この規定によつて直ちに入居しておる賃借人がどうなるというわけではないのです。申し上げましたが、賃借権も担保物権も、新しき建物につきましては、法律的には従前のものとは別個な新しい賃借権、担保物権でありますからして、双方ともニュー・フェーズであるということについては同じでござります。そこでこの何らかこのような規定を置きませんと、物上代位いたしました担保物権を有する担保物権者は、新しい建物の部分について、そのもののために設定されます質権、抵当権と、これらの目的である建築物の賃借権との間に、対抗力の優劣の不明確を来たすわけでございます。それからまた物上代位をする場合に、賃借人の意思にかかるわらしめるということも実情に合いませんので、こういう規定を置かざるを得なくなつたわけでござります。これは担保物権が賃借権に対抗要件上に優位な地位に立つと、こういう規定でございまして、直ちにそのことによつて賃借人の地位が制限されるというところにはならないわけでございます。

家ですから、かつてこういうことはない、など御体験なさつておるはずだと私は想像するわけなんです。實際上この問題は起るわけなんですよ。観念の上でただちに優先するかと云ふいうようなことをここで規定しておきく、そういう簡単なものではなくて、あとで起り得る紛争はこの点が一番多いのではないか、こう考えるわけかなうですね。非常にこれは重要な事項だらうと思う。そこでいろいろ場合において何か別に救済の方策を考慮されなければならぬのじやないか、と考えるからお聞きしておるわけなんですが、この場合、建設大臣の一つ御所感をこの点についてお聞きしておきたいと考えます。

債権との関係の対抗力の優劣が不明確でありますと、物上代位した担保物権の消滅に關する合意といふものが、合意に至らないということを来たすおそれが非常に多いと思うのでござります。従つて、そのために従前の譲受け予定者が、みすみすでき上る建物を目の前にして譲受け人としての地位を失格すると、こういうことになつては、これはこの事業が、従前の土地物件を持つておる人に対する現物による対償として給付するという形をとりますので、やはり合意に至ることができる要素といふものが一番大事であるといふことから、この規定が必要であるわけございまして、万が一従前の建物の抵当権の、新しい建物に抵当権の効力として、その債権が執行された結果、賃借人が第三者として対抗できなくなる場合が生じましたときには、これは一般の建物もそうでございませんで、これは賃借権を対抗要件として主張することは不可能である、こういふことになるわけでござります。

対償のうち払い渡しをしていない部分の金額を払い渡しにかえて供託していくこと、こういうだけだとどめてある。そうして、あとで、こういう裁定、登記の問題が考えられてくるわけです。私は、さつき御説明になつたような点をわかつているだけに、何とかここまで、一般的の問題と同じように、これはしていくよりしようがないということであれば、具体的には裁判所に訴えを出すということにしかならなくなるでしょう。話し合いでできなければ、そうなるのです、結局。そこでそうしなくて済むような方法はないのだろうか。

もう少し私の意見をこの場合加えますならば、むしろ四十三条であるとか、四十四条であるとかいうような、この種の条件の協議あるいは条件の裁定、こういうような問題については、一々政令でああだこうだといふよりも、裁判所にあるところの民事調停法等を、あの機関を活用された方が一番適切でないか。納得しなかつたものも、頭づけで、こうきまつておるのだから、こうすることを押しつけるよりか、十分意思を出し合って、調停させた方がいいのじやないか、これは私のただ感じです。ところが、この場合において

○田上松衛君 非常にこの点は、まあ自体こういう種類のものに質権あるいは抵当権を設定するといふようなものの側では、なかなかその法務局に登記されたこの事實をもつて、いわゆる質借人等を痛めつけているといふ、まあ言葉が悪いけれども、という事例が多いわけなんですよ。これは実際上の問題なんです。これは建設大臣が法律家ですから、かつてこういうことはいやというほど御体験なさつておるはずだと私は想像するわけなんですよ。實際上この問題は起るわけなんですよ。觀念の上でただどちらが優先するかといふようなことをここで規定しておく、そういう簡単なものではなくて、あとで起り得る紛争はこの点が一番多いのではないかと、こう考るわけなんですね。非常にこれは重要な事項だろうと思う。そこでこういう場合において何か別に救済の方策を考慮されなければならぬのじゃないか、と考えるからお聞きしておるわけなんですが、この場合、建設大臣の一つ御所感をこの点についてお聞きしておきたいと考えます。

物上代位した担保物権の消滅に会員登記を嘱託する義務があるわけでございます。そこでこの担保物権と賃借権との関係の問題が出てくるわけでありますと、やはり担保物権者との合意が成立するということのためには、建築物の登記を嘱託する合意というものが、息に至らないということを来たすのが非常に多いと思うのでござります。従つて、そのために従前の譲受け人としての地位を有する者と定者が、みすみすでき上る建物を預り合意をして給付するという形をとります。これはこの事業が、従前の土地物権を持っておる人に対する現物によるもので、やはり合意に至ることが可能であるので、これが一般的な大事であると認めることから、この規定が必要であるだけです。いまして、万が一従前の建物の抵当権の新しい建物に抵当権の抗議が生じましたとき、この債権が執行された結果、賃借人が第三者として対抗できない力として、その債権が執行された結果ですが、この法律独特の問題ではございませんで、これは賃借人としてのその関係においては、その部分について賃借権を対抗要件として主張することは不可能である、こうしたことになるわけでござります。

ことなんですよ。くどいようでなければならぬのじゃないのかといふ
ども、合意が成立する場合とは、一体
どういうところであるかといふと、こ
れは三十二条の一項の場合ですよ。
それが合意が成立しなかつた場合
は、これはあとで、もう一つ質問した
い問題なんですが、これはあとで、譲り
受けの希望の申し出を撤回したものと
みなしていく。そして施行者は、この
対償のうち払い渡しをしていない部分
の金額を払い渡しにかえて供託してい
くと、こういうだけとどめてある。
そうして、あとで、こういう裁定、登
記の問題が考えられてくるわけです。
私は、さつき御説明になつたような
点をわかつてゐるだけに、何とかここ
へ、一般の問題と同じように、これは
していくよりしょんがないということ
であれば、具体的には裁判所に訴えを
出すということにしかならなくなるで
しょう。話し合ひができなければ、そ
うなるのです、結局。そこでそうしな
くて済むような方法はないのだろう
か。

もう少し私の意見をこの場合加えま
すならば、むしろ四十三条であると
か、四十四条であるとかいうような、
この種の条件の協議あるいは条件の裁
定、こういうような問題については、
一々政令でああだこうだといふよりも、
裁判所にあるところの民事調停法
等を、あの機関を活用された方が一番
適切でないか。納得しなかつたもの
も、頭づけで、こちきまつておるのだ
といふことを押しつけるよりか、十分
意思を出し合つて、調停させた方がい
いのじやないか、これは私のたた感じ
です。ところが、この場合において

は、逆になりましているだけで、そん
う問題は、政令等でこうずっと練つ
ていく、そして四十一条の五項と関連
しまする四十二条の二項、この場合に
おいては、これはどうにもこの場合で
は、一般のようなことと同じような手
段をとるしかしようがあるまいといふ
ことです、どうもそこが、実際は危険
だ。そして紛争が起りやすいと、こ
う考えるわけです。

でいいのですが、この場合については、大臣の御所見をお聞かせいただければと思うのですけれども……。わかりやすくお聞きしますと、四十二条の五項には、特にそういうものを設けなくていいか。なぜ、と言えばいいのじやないか。なぜ、じつかここで、賃借権が質権または抵当権に対抗することができないと、ここでこうした、何といいますか裁判所で扱うような、裁判官が判定するような、こういう問題を、この種のものにぶち込んでくるから、かえって物議をかもすことになるのじやないか。気持ちは、そこからくるわけですよ。そちらしまするならば、適当にこの種の紛争があつた場合には、いろいろお互いの権利義務等について、民事調停等に持ち込む手段もあるだらうから、むしろその方が危険を避けることになるのじやないか、こういう気持でお伺いしていらっしゃるわけなんです。むろん安全じゃないか。

新しい建物に新しい権利が設定されるわけでござりますが、その新しい建物に従前の債務者が設定されておりますところの担保権、それを、乗り移つて新しいつまり新担保権が設定されることは、その債権の目的が、全然変わりますので、担保権の目的物が変わることでござります。それで、従前のこの譲り受けたままの、従前のこの債権者と、予定者の地位といふものが、非常に薄弱なものになるわけござります。従つて、この合意の過程に、かりに賃借人の意思といふものを入れるという立派論をとる場合におきましては、賃借人が絶えず優先をしていくといふうことになります。従つて、これは調停問題ではなくませんで、法律紛争を巻き起こさないようにならざるといふことを、立法論的にもぜひ解決しなければならぬ。そこで方が一、担保権の実施の結果、賃借人がこの建物に入居しておるということができなくなつた、こういうふうな事態につきましては、あつせんの方法によりまして、他の入居することができる建物に、賃借人の人たちをお世話をされる。こういう法律外の問題として、一般的な措置をする、こういうのが適当だと考えておる次第でござります。

逆にしちゃって、賃借人の何といいま
すか、この権利を無視してはならぬと
か何とかいいうような、そういう意味の
ことが、かえって紛争を避けるために
いいのではないかと思ふ。
もっと突っ込んで話をしますが、四
十二条の2の場合で、こうした設定の
登記をするということについては、こ
れはこれでやつていいと思うのです。
登記することによって、質権者また
は抵当権者というものの権利といま
すか、これはもうそこで確保されるわ
けでありますから、それはそれでいい
のですけれども、そのことを適用し
て、それで質借人をいじめるというと
ころに問題があるわけなんですから
ね。登記はするけれども、してはいく
けれども、しかし以前からきていると
ころの質借人の権利といふものは、決
して無視してはならぬということにき
めつける方が、むしろいいのではない
かと、こう考えるわけです。
○國務大臣(中村梅吉君) こう考える
方がいいのじゃないかと私は思うので
す、これは非常にややこしい法律です
からね、この市街地改造事業をやりま
す前に、建物なら建物に抵当権がつ
ておったと、それが市街地改造事業に
該当しまして建物がこわされた。で、新
しいものができました。で、できたの
に対して、元の所有者は、やはりでき
た部分の自分の所有分の譲り受け権が
あるわけです。譲り受けの権利はある
わけですけれども、その権利には、抵
当権といふ負担がついてきておるわけ
ですね。そこで抵当権者と譲り受け権
利者——譲り受けの人との間の調整が
協議によって整いますと、そらすると、
いいのではないかと思ふ。
もっと突っ込んで話をしますが、四
十二条の2の場合で、こうした設定の
登記をするということについては、こ
れはこれでやつていいと思うのです。
登記することによって、質権者また
は抵当権者というものの権利といま
すか、これはもうそこで確保されるわ
けでありますから、それはそれでいい
のですけれども、そのことを適用し
て、それで質借人をいじめるというと
ころに問題があるわけなんですから
ね。登記はするけれども、してはいく
けれども、しかし以前からきていると
ころの質借人の権利といふものは、決
して無視してはならぬということにき
めつける方が、むしろいいのではない
かと、こう考えるわけです。
○國務大臣(中村梅吉君) こう考える
方がいいのじゃないかと私は思うので
す、これは非常にややこしい法律です
からね、この市街地改造事業をやりま
す前に、建物なら建物に抵当権がつ
ておったと、それが市街地改造事業に
該当しまして建物がこわされた。で、新
しいものができました。で、できたの
に対して、元の所有者は、やはりでき
た部分の自分の所有分の譲り受け権が
あるわけです。譲り受けの権利はある
わけですけれども、その権利には、抵
当権といふ負担がついてきておるわけ
ですね。そこで抵当権者と譲り受け権
利者——譲り受けの人との間の調整が
協議によって整いますと、そらすると、
いいのではないかと思ふ。
もっと突っ込んで話をしますが、四
十二条の2の場合で、こうした設定の
登記をするということについては、こ
れはこれでやつていいと思うのです。
登記することによって、質権者また
は抵当権者というものの権利といま
すか、これはもうそこで確保されるわ
けでありますから、それはそれでいい
のですけれども、そのことを適用し
て、それで質借人をいじめるというと
ころに問題があるわけなんですから
ね。登記はするけれども、してはいく
けれども、しかし以前からきていると
ころの質借人の権利といふものは、決
して無視してはならぬということにき
めつける方が、むしろいいのではない
かと、こう考えるわけです。
○國務大臣(中村梅吉君) こう考える
方がいいのじゃないかと私は思うので
す、これは非常にややこしい法律です
からね、この市街地改造事業をやりま
す前に、建物なら建物に抵当権がつ
ておったと、それが市街地改造事業に
該当しまして建物がこわされた。で、新
しいものができました。で、できたの
に対して、元の所有者は、やはりでき
た部分の自分の所有分の譲り受け権が
あるわけです。譲り受けの権利はある
わけですけれども、その権利には、抵
当権といふ負担がついてきておるわけ
ですね。そこで抵当権者と譲り受け権
利者——譲り受けの人との間の調整が
協議によって整いますと、そらすると、
いいのではないかと思ふ。
もっと突っ込んで話をしますが、四
十二条の2の場合で、こうした設定の
登記をするということについては、こ
れはこれでやつていいと思うのです。
登記することによって、質権者また
は抵当権者というものの権利といま
すか、これはもうそこで確保されるわ
けでありますから、それはそれでいい
のですけれども、そのことを適用し
て、それで質借人をいじめるというと
ころに問題があるわけなんですから
ね。登記はするけれども、してはいく
けれども、しかし以前からきていると
ころの質借人の権利といふものは、決
して無視してはならぬということにき
めつける方が、むしろいいのではない
かと、こう考えるわけです。
○國務大臣(中村梅吉君) こう考える
方がいいのじゃないかと私は思うので
す、これは非常にややこしい法律です
からね、この市街地改造事業をやりま
す前に、建物なら建物に抵当権がつ
ておったと、それが市街地改造事業に
該当しまして建物がこわされた。で、新
しいものができました。で、できたの
に対して、元の所有者は、やはりでき
た部分の自分の所有分の譲り受け権が
あるわけです。譲り受けの権利はある
わけですけれども、その権利には、抵
当権といふ負担がついてきておるわけ
ですね。そこで抵当権者と譲り受け権
利者——譲り受けの人との間の調整が
協議によって整いますと、そらすると、
いいのではないかと思ふ。
もっと突っ込んで話をしますが、四
十二条の2の場合で、こうした設定の
登記をするということについては、こ
れはこれでやつていいと思うのです。
登記することによって、質権者また
は抵当権者というものの権利といま
すか、これはもうそこで確保されるわ
けでありますから、それはそれでいい
のですけれども、そのことを適用し
て、それで質借人をいじめるというと
ころに問題があるわけなんですから
ね。登記はするけれども、してはいく
けれども、しかし以前からきていると
ころの質借人の権利といふものは、決
して無視してはならぬということにき
めつける方が、むしろいいのではない
かと、こう考えるわけです。
○國務大臣(中村梅吉君) こう考える
方がいいのじゃないかと私は思うので
す、これは非常にややこしい法律です
からね、この市街地改造事業をやりま
す前に、建物なら建物に抵当権がつ
ておったと、それが市街地改造事業に
該当しまして建物がこわされた。で、新
しいものができました。で、できたの
に対して、元の所有者は、やはりでき
た部分の自分の所有分の譲り受け権が
あるわけです。譲り受けの権利はある
わけですが、賃借権
のは、賃借人が借りてこ
れば、第三者に対抗す
る人が先に入つてこ
とから嘱託登記で、抵
抗できないのだといふ
場合が起きてくるわ
ら、そのあとになつてこ
たしますから、抵当権
をことによつて、從前
が成立する。
従前も家主があり、
り、その抵当権のつい
入つておつた人ですね
も同じように、たとえ
が、その賃借権の部分
の仕組によつて借りて
しても、その後に、こ
れたにしても、前と同
じ状態なんだぞ、先
から抵当権がついたか
權はあとからついたの
できないといふことを、
にさせておくといふ趣
がね。
ですから、結果から
市街地改造に引つかか
權者と抵当権者と賃借
じ関係を、ここに維持
うかまえの条文だと私

は思うのですが、従前の抵当権者があつた建物を借りて、それから今度の抵当権者との間の同様の状態になってしまったのであります。ですからやはり借りて入力があるわけですが、まだ規定を、ここに規定を、これには対してしまって、あ

○田上松衛君 そらあるべきものだ
と、こつちも理解し、それで、全般的
にこれは実にいい法案だと考えて、私
ども心からこのには賛意を表して
いるのです。この前提に立つて、考えて
す、といつておつたのですが、ここに
やつてきますと、第一項の賃借権、す
なわち四十一条の賃借権といふもの
は、ここで「取得する」と――「その施
設建築物の一部について賃借権を取得
する。」とあって、これでよかつたと考
えておつたところが、次のことになつて
どうこい五項へ持つてきて、「第一項の
賃借権は、次条第二項の質権又は抵当
権に対抗することができない。」これは
何か、その誤解を解くような文句が欠
けておるかどうかですね。

○國務大臣(中村梅吉君) そこで条文
は、条文ですから書きつ放しする以外
にないのですが、説明として付加いた
しますと、前の、それでは市街地改造
に着手する前の状態はどうかと言いま
すと、建物所有者があり、賃借人があ
り、それには抵当権がついておる、抵
当権付の建物に自分が賃借をして入っ
ておつたのだ、だからやはり賃借人
が、もう当然の居住権があつて、新規
の市街地改造建築物に入りましても、
入つてから後の、登記を受けかえにな
りますから、付けかえになって、あと
から登記が行われても、それは対抗不
きない。やはり譲り受け権者の所有
権、抵当権者の抵当権、それに賃借
権、こう折り重なるのだという、意味
をこまかく説明すると、そういう趣旨
を表現するための条文だと思うのです
が、ちょっとあなたのおつしやるよう
な誤解の起きそうな条文だと、私もそ
う思うのですけれどもね、状態を変更

1

しまいという趣旨の法律だと、そういうふうに私ども考えるのですが。

○田上松衛君 それじゃその通りに理解すること、了解いたします。

○委員長(稻浦鹿藏君) それでは、次に第三章の雑則、五十三条から六十七条まで説明願います。

○政府委員(関盛吉雄君) 第三章の雑則に関する規定でございますが、五十一条は審査委員に関する規定でございまして、この審査委員は、だんだんにお話を申し上げました通りに、市街地改造事業を実施する地区に三名以上の人が施行者が選任をいたします。そしてその選任に当たりましては、譲り受け希望の申し出をした者及び賃借希望の申し出をした者の二分の一をこえる反対のない人でなければならぬといふことでございまして、これは非常に重要な権利関係の調整の仕事を担当されるわけでございますので、土地建物の評価について経験のある公正な判断をすることができる人、いわば土地区画整理法の評価員の制度にも匹敵するような方々を、この市街地改造事業の審査委員として選任をして、その事務に携わっているわけであります。こういう考え方でございます。

五十四条の規定は、市街地改造事業の公益性なり、あるいはまだ管理処分計画といふものが、画一性をもつて行なわれるよう、その地区内の関係の権利の処分、または手続の効力に関しまして、施行者または地区内関係権利者の変更のために、手続の更新を必要としないということを規定いたしたわけでございます。それから五十五条は、土地区画整理事業の例にならいまして、不動産登記の他、その所要の手続を経まして、行

法の代位登記もしくは一括登記の特例を開きまして、事務の簡素化をはかる趣旨でございます。それから五六条の規定は、この事業の特殊性と、施行の迅速化をはかりますために、財産の処分をする場合における特例に関する規定でございますが、建築施設を管理し、または処分をする場合における特例といたしまして、区画整理法にもございますが、建築施設を規定いたしたわけでございまして、

○委員長(稻浦鹿藏君) それから六十四条は、この事業の施工者とある場合の法律の技術的読みかぎりして、施行者は財産の処分に関する法令の規定の適用がないということを規定いたしたわけでございまして、

○政府委員(関盛吉雄君) それから第六十五条は、この法律に基づく大臣の権限を知事に委任することができます。それが第六十六条は、大都市の特例に関する規定でございまして、現在の都市計画法におきましても、そのような五大市につきまして指定市と申しておりますが、五大市の区域につきまして、こういう特例の道を開いておりますので、市街地改造事業として行なわれることになりました事務につきましては、指定市の長が行なうといふことに関する規定でござります。

○委員長(稻浦鹿藏君) それから第六十七条は、法律の実施に関する政令への委任の規定でござります。

○政府委員(関盛吉雄君) それから第六十八条は、それから五十九条の意見書等の提出の期間の計算等。あるいは

また六十条の、この事業に関する技術的援助の請求等は、これは他の類似の規定の例文でございます。

それから六十一条に参りまして、監督に関する規定を掲げてございます。

○委員長(稻浦鹿藏君) それから六十二条は、この事業の施行に関する報告、あるいは勧告に関する規定でござります。

それから六十三条は、異議の申し立て、訴願及び訴訟に関する規定でござります。

いまして、建築物の制限に対する違反、あるいは物件の移転命令、あるいは借家条件の裁定等に対しまして、不服のある人々が異議の申し立てをする規定でございます。

それから六十三条は、異議の申し立て、訴願及び訴訟に関する規定でござります。

○田上松衛君 審査委員に関する事項ですが、五十三条の二項、ここでこういう規定をし、そして三項でもつて、「前二項に規定するものほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定めると」とあります。そこでその政令の中の第十七、

政訴訟提起することができることを規定いたしておりますし、また訴願法の訴願に関する道も開いておるわけでございます。

○田上松衛君 それすると、まだきよえの規定でございまして、御説明を申し上げるまでもないと思います。

○委員長(稻浦鹿藏君) それから第六十五条は、この法律に付随する場合に委任する旨の規定でございます。

○政府委員(関盛吉雄君) それから第六十六条は、大都市の特例に関する規定でございまして、現在の都市計画法におきましても、そのような五大市につきまして指定市と申しておりますが、五大市の区域につきまして、こう

いう特例の道を開いておりますので、市街地改造事業として行なわれることになりました事務につきましては、指定市の長が行なうといふことに関する規定でござります。

○委員長(稻浦鹿藏君) 審査委員の解任につきましては、施行者が一存ができるといふことにつきましては、必ずしも全面的に適当ではないと思つております。従いまして、

○政府委員(関盛吉雄君) それから第六十七条は、法律の実施に関する政令への委任の規定でござります。

○委員長(稻浦鹿藏君) それから第六十八条は、それから五十九条の意見書等の提出の期間の計算等。あるいは

また六十条の、この事業に関する技術的援助の請求等は、これは他の類似の規定の例文でございます。

それから六十一条に参りまして、監督に関する規定を掲げてございます。

○委員長(稻浦鹿藏君) それから六十二条は、この事業の施行に関する報告、あるいは勧告に関する規定でござります。

それから六十三条は、異議の申し立て、訴願及び訴訟に関する規定でござります。

○田上松衛君 審査委員に関する事項ですが、五十三条の二項、ここでこういう規定をし、そして三項でもつて、「前二項に規定するものほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定めると」とあります。そこでその政令の中の第十七、

おつたはずだと考へるわけですが、その中で、十七の第三の施行者が不適格者だと考へられる場合における審査委員の解任に関する問題、このことは、むしろ不要な問題と考えるわけ

です、これについて計画局長、この前の田中委員に対してのお言葉の中では、むしろ不要なふうに私は受け取つたわけなんです。その点について、一

つ御説明願います。

○政府委員(関盛吉雄君) それから第六十五条は、この法律に付随する場合に委任する旨の規定でござります。

○政府委員(関盛吉雄君) それから第六十六条は、大都市の特例に関する規定でござります。

○委員長(稻浦鹿藏君) それから第六十七条は、法律の実施に関する政令への委任の規定でござります。

○政府委員(関盛吉雄君) それから第六十八条は、それから五十九条の意見書等の提出の期間の計算等。あるいは

また六十条の、この事業に関する技術的援助の請求等は、これは他の類似の規定の例文でございます。

それから六十一条に参りまして、監督に関する規定を掲げてございます。

○委員長(稻浦鹿藏君) それから六十二条は、この事業の施行に関する報告、あるいは勧告に関する規定でござります。

それから六十三条は、異議の申し立て、訴願及び訴訟に関する規定でござります。

○田上松衛君 審査委員に関する事項ですが、五十三条の二項、ここでこういう規定をし、そして三項でもつて、「前二項に規定するものほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定めると」とあります。そこでその政令の中の第十七、

適当であろうというふうに考へまして、次回にその考え方を繰り込んだものを、大臣にも御相談をいたしまして差し上げようと、こういうふうに目下、今準備をいたしております。

○田上松衛君 そうすると、まだきよえの規定でございまして、御説明を申し上げるまでもないと思ひます。

○委員長(稻浦鹿藏君) それから第六十五条は、この法律に付随する場合に委任する旨の規定でござります。

○政府委員(関盛吉雄君) それから第六十六条は、大都市の特例に関する規定でござります。

○委員長(稻浦鹿藏君) それから第六十七条は、法律の実施に関する政令への委任の規定でござります。

○政府委員(関盛吉雄君) それから第六十八条は、それから五十九条の意見書等の提出の期間の計算等。あるいは

また六十条の、この事業に関する技術的援助の請求等は、これは他の類似の規定の例文でございます。

それから六十一条に参りまして、監督に関する規定を掲げてございます。

○委員長(稻浦鹿藏君) それから六十二条は、この事業の施行に関する報告、あるいは勧告に関する規定でござります。

それから六十三条は、異議の申し立て、訴願及び訴訟に関する規定でござります。

○田上松衛君 審査委員に関する事項ですが、五十三条の二項、ここでこういう規定をし、そして三項でもつて、「前二項に規定するものほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定めると」とあります。そこでその政令の中の第十七、

本建とすることになつておりますの

と、この法律による不動産登記等に関

するお詫び

お詫び

する事項につきまして、まあこれにならうといふことにいたためのや

それから、第三項は、登録税法の一
部改正でございまして、これは、この
規定を入れますことによりまして、土
地または建物に關する登記に対する登
録税を免除することになるわけですが
います。

従前は「政令」ということになつておおりまして、これは、その政令事項は、土地区画整理法が制定されまことに、政令として定められておりました内容のものが廃止されておりますので、今回新たに、実際に即応するように、また理論的に、これを「法律」といふらに改めることといたしましたのでございます。それから第二十一条の中の「第十

それから最後に、首都高速道路公団法の一一部改正が出ておりますが、この一部改正は、首都高速道路公団が市街地改造事業を実施する場合は、いつとく最初の条項で申し上げましたが、首都高速道路公団は高速道路そのものをもとより造る権限を持つておりますが、公団の道路が建設されるいわゆる平面街路につきまして、これを閑連街路と申しておりますが、その閑連街連街路の整備事業を施行者から受託を受けることができるという趣旨の規定を入れますことによりまして、現実に首都高速道路公団が現在の規定におきまして、閑連街路につきましては、公共事業の受託を受けて実施いたしておりますので、その閑連街路につきまけ得るということに関する規定を入れたのでございます。

して決定された道路に係るものを行なうこと。」とあつたわけです。そこで「若しくは」にしたのは、あとに「又は」というのが入った関係で、技術的に、うしろに「又は」と入れたので、前は「若しくは」にならざるを得なかつたわけです。

○田上松衛君 それだけのことなんですか。

○説明員(久保田誠三君) そういうわけです。

○委員長(福浦鹿藏君) ほかに御質疑はありませんか。——以上をもしまして、章節別の質疑は終了いたしました。次回は、先ほど申しましたように、十三日には開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十三分散会

附則 この法律は、公布の日から施行する。
本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、
平年度約七十八億円、五箇年間に要する
する経費としては、約三百九十億円の見込みである。
四月七日本委員会に左の案件を付託された。
一、山梨県御坂トンネル建設に関する請願(第一五七四号)
第一五七四号 昭和三十六年三月三十日受理
山梨県御坂トンネル建設に関する請願者
山梨県都留市長 秋山
請願者 山梨県都留市長 秋山
請願者

項中「政令」を「法律」に改める。といふのは、都市計画法の第十六条の第二項は、いつとく最初に申し上げましたように、いわゆる超過収用の規定でございまして、建築敷地造成に必要な超過収用の条項でございます。この条項でごらんの通りに、都市計画法の現行規定におきましては、「建築敷地造成ニ必要ナルモノハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得」と、こういたして、政令事項になつておるのでございますが、この内容は、政令事項としては不適当でございますので、都市計画法の「政令」を、この種の事項を決定することは、「法律」そのもので行なうべきものである、こういうふうに直しました。従つて、この「法律」の第一号が市街地改造法であるこ

につきましては、別に規定することによりまして、不動産の取得税といふものとの税の軽減に関する規定を入れておるわけでございます。

それから、租税特別措置法の一部改正といたしまして、第七項に掲げておりますのは、これは所得税と法人税に関係するわけでございまして、この事業によってもらった補償金を使って代賛資産を購入した場合におきましては、補償金の限度において税を免除するという規定でございます。それは、第七項の一項のことろに掲げてありますのは、現金でもらう場合のことなどでございまして、それからその次に二項に書いてありますのは、譲り受け権をもらう場合の事柄でございます。対価の範囲内で譲り受け権につきましては、租税特別措置法上の譲渡がなかつたということに扱う規定でございます。

○委員長（稀浦鹿雄君） これについて質疑は……。
○田上松衛君 一番最後の首都高速道路公団法の一部改正ですが、「新設又は改築」というと、「新設若しくは改築」ということ、これは、どういう違
いがあるわけなんですか。
○説明員（久保田誠三君） お手元に差
し上げてあります新旧対照表の十八
ページ、一番最後のページでございま
す。それでごらんいただきますとわか
るかと存じますが、首都高速道路公団
法の二十九条の業務の欄でございま
す。業務のところの第三号で、「國又
は地方公共団体の委託に基づき、第一
号の自動車専用道路」——こでは、
俗に首都高速道路と申しております
が、「専用道路の新設又は改築」とある
わけです。「と工事施行上密接な関連
のある道路の新設」いわゆる闊達街路
の新設。——「又は改築で都市計画と

左の案件を付託された。

一、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆)

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十日」に改める。

紹介議員 吉江 勝保君
中央自動車道の完成は、地域開発を含みとしたる骨道路の実現によつてはじめて経済的価値をもつものであり、この見地から中央自動車道に連なる甲府と岳ろくを結ぶ高速度道路の建設が重要な課題となつてくる。両地域を隔絶する御坂山系を征服して既に国道八号線(二級国道百三十七号)があるので、日本的新交通幹線である中央自動車道の使命からこれをみると、骨道路としての条件にはいささか遺憾のある様子も見受けられるから、この御坂山系を貫通して一挙に岳ろくに達する新トンネル道路の建設を実現せらるべきよう特段の配慮をせられたいとの請願。

附

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

平年度約七十八億円、五箇年間に要する経費としては、約三百九十億円

の見込みである。

四月七日本委員会に左の案件を付託さ
し。

一、山梨県御坂トンネル建設に関する
（第1回）

卷之三十一

第一五七四号 暁和二十六年三月三日受理

山梨縣御坂トンネル建設に関する議題

請願者 山梨県都留市長 秋山
与三郎外九千三十一名

紹介議員　吉江勝保君

みとしたる骨道路の実現には、すでにじめて経済的価値をもつものであり、この見地から大自動車道に進むる用

この見壇から中央自動車道は通る。田府と岳ろくを結ぶ高速度道路の建設が重要な課題となつてゐる。兩地域を結ぶ

重要な説題となるべく、御坂山系を陥
絶する御坂山系を征服して既に国道八
号線の一般国道百三十・七号があるの不

号線(一級国道百三十七号)がある。あるが、日本の新交通幹線である中央自動車道の使命がこれらを以て終つた。

自動車道の使命からこれをふくめて、骨道路としての条件にはいさきか遺憾のあら様子も見受けられるから、この

のある木戸門見受山の木戸坂山系を貫通して一挙に岳ろくに達する所へノホレ道略の建設を実現せらる。

する新しく本の通譜の英語を学習せらるるよう特段の配慮をせられたいとの
請願。

前言

印刷者 大藏省印刷局